

令和4年12月20日

お知らせ

課名	畜産課	農政企画課
担当	森分	成田
内線	3859	3718
直通	086-226-7429	

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例（4例目）に係る 遺伝子検査の結果及び今後の対応

12月19日、久米郡美咲町において高病原性鳥インフルエンザが疑われた事例については、遺伝子検査を実施した結果、H5亜型の遺伝子が確認され、本日7時に国において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定されました。

県では、速やかな殺処分に向け、資機材の調達・搬入やテント設営などの作業を進め、今後、次のとおり対応することとしていますので、お知らせします。

1 今後の対応

- (1) 発生農場の措置
家きん全羽の殺処分、汚染物品の埋却、農場の消毒等
- (2) 周辺農場の防疫措置
 - ①発生農場から半径3キロ以内の区域について「移動制限区域」として設定し、家きん等の移動を禁止
 - ②発生農場から半径3キロから10キロ以内の区域について「搬出制限区域」を設定し、家きん等の搬出を制限
 - ③周辺農場及び関連農場の立入検査等を実施
- (3) 消毒ポイント
発生農場及び関連農場から3キロ付近、10キロ付近に車両消毒ポイントを設置

2 報道機関へのお願い等

- (1) 現場での取材（ヘリコプターやドローンを使用するの取材を含む）は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。殺処分等の様子については、当方から、その写真や動画を随時提供します。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。